

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(金城自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>コミュニティが嫌な人達もいる中で、組織が増えると、負担に感じる人もいると思う。</p> <p>また、若い人たちが、この地域に残ってもらわないと、高齢者ばかりの時代が来る。次世代の人が生活できるということもみんなで考えていかななくてはならない。</p>	<p>(意見)</p>
2	<p>第7条第2項の市の職員の参画について、自分の知っている金城支所の職員は地域にも参画してもらっており、これが当たり前だと思っていたが、この規定をわざわざ盛り込む必要があるのか。</p>	<p>この条例は、市民の皆さんが、「自ら地域活動に参画しよう」という意識を高めるための理念条例である。</p> <p>検討委員会の中では、市の役割を定め、市の役割の中に市の職員としての気持ちを明記し、このようにやってもらいたいという思いが出たものと考えている。</p>
3	<p>まちづくりと社会教育が、一つの条例にまとめ上げられたということは、大変なことだし、これから先がすごく大変なことだと思う。</p> <p>市民からのまちづくりからすると、学び合うという視点がここから落ちてはいけない。学び合うことで、より良いまちづくりをしていくという視点というのは落とせない。</p> <p>この条例をまとめ上げたことに敬意を表すると共に、きちんとした視点の下に作り上げられているので、子どもたちから大人まで全てが共にまちを作っていくための一つの土台ができたということが良かったと思うが、これから先が大変で、「中身がどうなるか」、「自分たちがどのようにしなければならぬか」について、心配な気持ちになりながら見させてもらった。</p>	<p>コミュニティセンター化でお世話になった東京大学の牧野先生から「学びを大切に社会教育を守っていくことが本当に重要なこと」とのお話をいただいており、これを重く受け止めたと思っている。</p> <p>やはり社会教育という母体があって、そこからまちづくりをしていく。これを守っていくためにどうすれば良いかということは、重く受け止めている。</p> <p>これからが大変ということだが、今回の条例の制定、コミュニティセンター化をスタートとして、少しずつ進歩していきたいと思うし、そのように努めていきたい。</p>
4	<p>コミュニティセンターの運営方式の所で、委託とそうではないものとの違いはあ</p>	<p>直営の場合は、現在の公民館と同じように、市の施設として、市の職員である館長、</p>

	<p>るのか。</p> <p>また、いずれは委託方式に向かっていくという認識で良いか。</p>	<p>主事が、その業務を担って管理運営をしていくというもの。</p> <p>委託方式については色々あるが、地域のまちづくり推進委員会等が、施設の管理運営やまちづくりの事業といったものを、人件費を含めて市から委託料を受けて、地域で施設や事業を運営していくというもの。</p> <p>また、このまとめの中では、将来的に委託をするということは見込んでいないが、委託についても視野に入れて、令和3年度以降に検証する必要があるとなっている。</p>
5	<p>コミュニティセンター化には賛成だが、自分の場合、公民館が小さいがどうなるのか。</p>	<p>地域によって色々なまちづくり活動がある。特に縁の里の場合には、小国と波佐が一緒になってまちづくりをするというように、柔軟な体制をとっている。</p> <p>全市的に同様の地域も存在するので、地域の実情に応じ、検討結果報告書に縛られることなく、柔軟な体制で地域活動ができるようなことも記述している。そういった仕組みづくりで、今後、公民館のコミュニティセンター化の条例についても設置していく流れになる。</p>
6	<p>逐条解説に「地域差を是正し、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的支援についても実施」とあるが、これは実際可能なのか。</p>	<p>この条例を進めるためにコミュニティセンター化も進めていくが、その中で、コミュニティセンターの人的な支援や、活動費といった財源的なものについても、今より拡充する必要があると思っている。</p>
7	<p>地域協議会は、今後、どのような権限がもらえるのか。</p>	<p>基本的にはこれまでの地域協議会を踏襲するという事で、答申されている。</p> <p>また、位置付けについても、これまで通り、市の附属機関となっている。</p>
8	<p>条例の検証をするとあるが、具体的にどのような形で実施していく予定なのか。</p>	<p>答申では、今後のまちづくりの活動については、浜田市の最上位計画である総合振興計画を検証している総合振興計画審議会の中で、検証及び意見聴取をしていくこととなっている。</p>
9	<p>条例の見直しについて規定されているが、これはどのようなタイミングで実施されるのか。</p>	<p>条例は、市民の皆さんと一緒に作ってきたもの。市が一方的に見直すようなことはない。地域から声を聞いたときには、改めて検討する場が必要だと思っている。</p>
10	<p>シェアハウスでは、大学生と一緒にまちづくりに取り組んでいる。6月議会</p>	<p>シェアハウスの学生が地域に入って、実際に地域活動に貢献しているという事実</p>

	<p>で、その評価が入所している学生の人数だと聞いて、非常に残念だった。表面的には市民に対してまちづくりを進める姿勢を見せているが、どこまで本当なのか疑いたくなる。</p>	<p>は、十分承知しており、地域と一体となったまちづくりが進んでいると思っている。したがって、評価については高く評価しており、このような活動が他の地域へ広まればよいと考えている。</p>
11	<p>第7条の職員の育成について、周辺部に対するまちづくり支援の意識が職員の中にまだ十分ではないように感じる。この条例を実現するのに、具体的にはどのように取り組むのか示して欲しい。</p>	<p>市職員の研修については、地域活動に参加していない職員がいるということも聞いている。これは、職務として命令するというのではなく、基本的には職員も地域の中に入って一緒に汗を流して地域活動をしていく。そういう職員を育てたいという思いがあるので、しっかりと研修に組み、思いを職員に伝えていくことが第一歩だと思っている。</p>
12	<p>第7条第2項の職員の育成や参画促進は大変結構なことだが、地域社会の一員としてとは職員の住んでいる地域に限られるのか。もしそうであれば、職員の住んでいない地域と格差が生まれると思うので、職員の取組が市全体に、公平に行き渡るような条文にするべきでは。</p>	<p>職員には自分の住んでいる地域のことを大切にしたいということをおっしゃると思う。今後、コミュニティセンターの活動に際しては、アドバイザーの配置を考えており、そういう人が地域に関わっていくことで、色んな支援が出来たらと思っている。住んでいない職員が支援に行けるかは別の問題として考えないといけないが、他の手段として、こういったところを応援することをしっかり考えていかなければいけないと思っている。</p>
13	<p>第24条、「必要に応じて見直す。」から「必要に応じて検討し、必要な措置を講ずる」へ強い調子に見直されているが、市民を啓発していく条例にしては、表現が強いのではないか。</p>	<p>内部で検討した際に見直したものだが、今回の意見については今後の参考にさせていただきます。</p>
14	<p>美又では、県大の学生にいろんなことに挑戦してやってもらった。まちづくりをや</p>	<p>浜田市でも、大学を核としたまちづくりということで、大学を活用するという取組</p>

	<p>っていくに当たり、若い人の意見や考えが解りにくい。積極的に大学生などのボランティアも各地域に行ってもらおうと良いと思う。どこの地域も同じだと思うが、若い人が参加してくれない。</p> <p>コミュニティセンター化になってまちづくりをやっていくのは大変ではないかと感じている。どのようにして、若い人たちの意見を知ればよいのか解らない。以前、100人委員会に参加したが非常に良かった。若い人たちの意見を取り入れられる機会を作ってもらえたらと思う。</p>	<p>を進めており、地域の皆さんと共にこれからも進めていくような、条例、コミュニティセンターについて考えていきたいと思っている。</p>
15	<p>これからの浜田市を支える人たちが大いに参加して、自分たちの地域のことに関する考えを述べて欲しい。また、今後を担う若い人たちが集う場を作ってもらいたい。</p>	<p>若い人たちに地域活動に参画してもらうことがとても難しい。その言葉を届けても、やってみようという気持ちになってもらえるか解らない。しかし、今回の条例制定が、子どもたちに、活動に参画してもらうための目標を立てるということなので、こういったことを浸透させていくことが大事だと思う。</p>
16	<p>第19条 市全体が一体となるために、地区まちづくり推進委員会の設立推進を規定すべき。また、設立の状況こそが、第23条の検証に当たると思うが、どうお考えか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会については、旧那賀郡では全て設立されている中、浜田自治区では設立されていない地域もある。</p> <p>答申の中では、既に設立されている地域もある中、市としては未設立のところへは引き続きこれまでどおり設立について進めることを、逐条解説の中でも明記しており、この条文の中で規定しなくても良いとされている。</p> <p>については、そういった思いは、できるだけ逐条解説の中で明記していきたいと思っている。</p>